

しただの郷未来の学校設置準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 著しく少子化が進行する下田地域において、現状の課題を解決し、より質の高い教育環境を形成していくことを目的に、三条市立長沢小学校、三条市立笹岡小学校、三条市立大浦小学校、三条市立森町小学校及び三条市立飯田小学校（以下「対象校」という。）を統合した新たな小学校の設置を進めるため、しただの郷未来の学校設置準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 対象校の統合に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。この場合において、当該各号のいずれにも該当する者については、第1号に該当する者として委嘱するものとする。

- (1) 対象校の学校運営協議会又は三条市立下田中学校学校運営協議会から推薦を受けた者
- (2) しただの郷学園運営協議会委員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項に係る検討が終了する日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は若干人とし、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個別検討部会)

第8条 委員会は、第2条に掲げる事項を個別に調査し、及び協議させるため、個別検

討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第3条第2項第1号に該当する委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会ごとに部会長1人及び副部会長2人を置き、当該部会に属する部会員の互選により定める。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。